|  |
| --- |
| 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団高等学校等奨学金貸与規程 |

（平成１６年６月財団法人福岡県教育文化奨学財団規程第１５号）

第1章　総則

（趣　旨）

第１条　この規程は、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（以下「財団」という。）が高等学校等に在学する者に貸与する学資に関し、必要な事項を定めるものとする。

（奨学金及び奨学生）

第２条　当財団が高等学校等に在学する者に貸与する学資を高等学校等奨学金（以下「奨学金」という。）、奨学金の貸与を受ける者を奨学生という。

２　第１項における高等学校等の範囲は、次のとおりとする。

（１）高等学校

（２）高等専門学校

（３）中等教育学校後期課程

（４）高等学校専攻科

（５）特別支援学校高等部

（５）－２特別支援学校専攻科

（６）専修学校高等課程

３　前項第６号の学校の範囲については、別に定めるところによる。

（奨学金の種類及び貸与金額）

第３条　奨学金の種類及び月額は、次の表の区分ごとに貸与月額を選択することができるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 月　　　額 |
| 国・公立 | 自宅通学者 | １８，０００円 |
| １５，０００円 |
| １０，０００円 |
| 自宅外通学者 | ２３，０００円 |
| ２０，０００円 |
| １５，０００円 |
| 私　　立 | 自宅通学者 | ２５，０００円 |
| １５，０００円 |
| １０，０００円 |
| 自宅外通学者 | ３０，０００円 |
| ２０，０００円 |
| １５，０００円 |

２　奨学金の貸与は無利息とする。

（奨学生の資格）

第４条　当財団の奨学生となる者は、保護者が福岡県内に生活の本拠を有する者で、高等学校等に在学する者であって、勉学意欲がありながら経済的理由により修学に困難があると認められた者でなければならない。

２　前項において、経済的理由により修学に困難がある程度とは、前年又は当該年において、　次の（１）から（４）のいずれかに該当する者とする。

（１）その者の属する世帯が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に基づく保護を受けた者。

（２）その者の属する世帯が地方税法（昭和２５年法律第２６６号）第２９５条第１項の規定により市町村民税が非課税とされた者。

（３）その者の属する世帯が地方税法第３２３条第１項の規定により市町村民税が減免された者。

（４）その者の属する世帯の全収入額（年収）が生活保護法第８条第１項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額（年収に換算の２．４倍以下の者。

３　前項各号に該当する者で、母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による修学資金又は高等学校定時制及通信制教育振興奨励費による修学資金のほか、同様の奨学金の貸与等を受ける者は、これを除くこととする。

（奨学金貸与の期間）

第５条　奨学金を貸与する期間は、貸与を決定した月から、奨学生の在学する学校の標準修業期間が終了する月までとする。ただし、この期間を超えて修業することとなる者で、特別の事情があると認められる場合は、理事長が別に定める。

第２章　奨学生の採用と奨学金の貸与

（願出の手続）

第６条　奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を１人立てたうえで、高等学校等奨学金貸与願書に、次の各号に掲げる書類を添えて願い出なければならない。

（１）奨学生推薦調書

（２）世帯全員の収入証明書

（３）その他理事長が必要と認める書類等

２　申請の期日は、毎年度、理事長がこれを定める。

第７条　前条の書類は、必要に応じて在学学校長又は市町村教育委員会を経て、本財団あてに提出しなければならない。

（奨学生の決定）

第８条　奨学生は、第６条の願書を提出した者の中から選考委員会の選考を経て、理事長がこれを決定する。

２　奨学生の採否は、在学の学校長を経て本人に通知する。

３　前項の通知を受けた者は、連帯保証人が連署した誓約書を本財団あて、提出しなければならない。

（奨学金の交付）

第９条　奨学金は、６月、９月、１２月及び３月にそれぞれ３か月分をまとめて奨学生に貸与する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

（異動の届出）

第１０条　奨学生は、次の各号の一に該当するときは、その都度すみやかに理事長に届け出なければならない。ただし、本人が病気その他やむを得ない理由により届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出なければならない。

（１）休学、復学、転学又は退学したとき

（２）本人又は連帯保証人の身分、住所その他重要事項について異動があったとき

（転学による奨学金の取扱い）

第１１条　奨学生が転学した場合に在学学校長を経て願い出たときは、転学先で引き続き奨学金の貸与を継続することがある。

２　前項における奨学金は、転学した学校種別に応じた月額とする。

（奨学金貸与の休止又は停止及び復活）

第１２条　奨学生が、次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学金の貸与を休止又は停止する。

（１）休学又は退学したとき

（２）欠席が引き続き３ヶ月以上にわたるとき

（３）学業成績又は性行が著しく不良となったとき

（４）卒業の見込みがないとき

（５）奨学金の貸与を辞退したとき

（６）その他理事長が貸与を休止又は停止することが適当と認めたとき

２　奨学金の休止又は停止の始期は、事実の発生した月の翌月（月の初日から事実の発生したものは、その月）からとする。

３　復学による奨学金の復活の始期は、高等学校等が復学届を受理した月からとする。

（奨学金の辞退）

第１３条　奨学生で奨学金を必要としない事由が生じたときは、辞退届を理事長に提出しなければならない。

（借用証書等）

第１４条　奨学生は、財団が指定する期限までに借用証書を理事長に提出しなければならない。

２　奨学生が奨学金の貸与を辞退し、又は停止されたときは、前項に準じ借用証書を提出しなければならない。

３　前２項に規定する借用証書を提出する際は、住民票の写しの他、保証人の印鑑登録証明書等、理事長が必要と認める書類を添付しなければならない。

第３章　奨学金の返還及び猶予・免除

（奨学金の返還）

第１５条　奨学金は、卒業した日又は貸与を停止された日の属する月の翌月から起算して６月を経過した後、学校種別に応じ、次の表に掲げる返還期間内に貸与額を、年賦、半年賦、月賦、月賦・半年賦併用のいずれかの方法で返還しなければならない。

ただし、この場合において奨学金の貸与を受けた者はいつでも繰り上げて返還できるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 貸与を受けた学校種別 | 返還期間 |
|  | 国・公立高等学校等 |  | 奨学金の貸与を受けた期間の３倍以内 |
|  | 私立高等学校等 |  | 奨学金の貸与を受けた期間の４倍以内 |

２　前項の規定により返還しようとするときは、本人が指定する銀行口座からの引き落としによるものとする。ただし、特別の事情があるときは、理事長の発行する返還通知書により、納入することができる。

３　奨学生であった者（奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。）が返還を怠ったと認められるときは、第１項の規定にかかわらず、その者に対して請求し、理事長が指定する日までに返還未済額の全部を返還させることができる。

（奨学金返還債務の履行猶予）

第１６条　奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するときは、願出により返還を猶予することができるものとする。

（１）高等学校等、短期大学若しくは大学等に在学するとき

（２）災害・盗難・傷病・負傷その他やむを得ない事由により、返還期日に奨学金を返還することが著しく困難になったと認められるとき

２　前項に規定する奨学金返還債務の履行猶予を受けようとする者は、高等学校等奨学金返還猶予願に猶予の理由を証する資料を添えて、理事長に提出しなければならない。

なお、返還猶予の期間は、前項第一号に該当するときは、その事由の継続中とする。また、前項第二号に該当するときは１年以内とし、さらにその事由が継続するときは、願出により重ねて１年ずつ延長することができる。

（奨学金返還債務の免除）

第１７条　奨学金の貸与を受けた者が死亡し、著しい障害を受け労働能力を喪失し、又は著しい障害を受け労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなったとき及び理事長が特に免除することが必要と認めたときは、奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができるものとする。

２　前項に規定する免除を受けようとする者（本人死亡の場合は、その連帯保証人）は、高等学校等奨学金返還免除願を理事長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めるときはこの限りではない。

（奨学生であった者の届出）

第１８条　奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

２　奨学生であった者は、その連帯保証人を変更するとき、又はそれらの氏名、住所、その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届出なければならない。

（延滞利子）

第１９条　奨学金の貸与を受けた者は、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に年（３６５日当たり）３パーセントの割合を乗じて計算した額を延滞利息として支払わなければならない。ただし、返還を延滞したことについて、やむを得ない事由があると認めたときは、その延滞利息を減免することができる。

（債権の区分）

第２０条　奨学生及び奨学金の貸与を受けた者について、その奨学金に係る債権（以下「債権」という。）の回収の危険性の度合いに応じて、別記のとおり、危険性の低い方から正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の５つに区分することとする。

２　財団は、前項に規定する区分に基づき債権の回収の危険性の評価（以下「自己査定」という。）を行うものとする。自己査定に関し必要な事項は、別に定める。

３　二以上の貸与契約により奨学金の貸与を受けた者にあっては、最も回収の危険性の高い区分に該当する債権の区分をもって、その者の区分先とする。

（実施細目）

第２１条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１６年６月２５日から施行する。

この規程は、平成１７年４月１日以降高等学校等に入学する者から適用する。

附　則

この規程は、平成１８年７月５日から施行し、平成１７年４月１日以降高等学校に入学した者から適用する。

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年５月２４日から施行する。

なお、改正後の第３条の規定の適用については、平成２３年４月１日以降に入学した者から適用する。

附　則

この規程は、平成２２年１０月２７日から施行する。

なお、改正後の第１４条の規定の適用については、施行日において第２条第２項の高等学校等に在学中の者から適用する。

附　則

この規定は、平成２４年１月１０日から施行する。

なお、改正後の第１５条第３項の規定の適用については、平成２４年４月１日以降に入学した者から適用する。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、公益財団法人への移行登記の日（平成２５年４月１日）から施行する。

　　　附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

なお、改正後の第３条の規定の適用については、平成２７年４月１日以降に入学した者から適用する。

附　則

この規定は、令和４年４月１日から施行する。

なお、改正後の第１９条の規定の適用については、令和４年４月１日以降に入学した者から適用する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

別記　債務者区分

第１　正常先

債権回収に特段の問題がないと認められる次の債務者

次の各号に掲げる奨学生及び要返還者（要注意先から破綻先までの区分に該当する者を除く。）

（１）奨学生

（２）第１６条第１項第１号の規定に基づき、奨学金の返還の債務の履行を猶予されている者

（３）割賦金の返還を怠っていない要返還者

第２　要注意先

返還期限が猶予されている、返還金に延滞があるなど履行状況に問題があり、今後の管理に注意を要する次の債務者

次の各号に掲げる要返還者（破綻懸念先から破綻先までの区分に該当する者を除く。）

（１）第１６条第１項第２号の規程に基づき、奨学金の返還の債務の履行を猶予されている者

（２）延滞期間（割賦金の返還を怠っている期間をいう。以下同じ。）が６月未満の要返還者

第３　破綻懸念先

現状、回収可能性はあるが、延滞が長期にわたっており、その状況の解消が芳しくなく、今後の回収が不可能となる可能性が大きいと認められる次の債務者

延滞期間が６月以上１０年未満の要返還者（実質破綻先及び破綻先の区分に該当する者を除く。）

第４　実質破綻先

法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、延滞が更に長期にわたっており回収の可能性が殆どないと判断される債務者や、連絡等を全く取ることができず、督促することが不可能と判断される債務者など、実質的に回収が不可能な次の債務者

次の各号に掲げる要返還者（破綻先の区分に該当する者を除く。）

（１）債務名義を取得した者

（２）延滞期間が１０年を経過した者

（３）財団に届出のあった住所において連絡を取ることができず、かつ次の各号の関係先に照会しても住所が判明しない者のうち、１年以上入金がない者

ア　住所又は本籍の所在する市役所、区役所又は町村役場

イ　連帯保証人及び保証人

第５　破綻先

法的・形式的な破綻の事実が発生している次の債務者

次の各号に掲げる要返還者

（１）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく自らを債務者とした破産の手続を申し立てた者

（２）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく次の各号の手続を申し立てた者

ア　同法第２２１条の規定による小規模個人再生の手続

イ　同法第２３９条の規定による給与所得者等再生の手続

（３）特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成１１年法律第１５８号）に基づく特定調停の手続を申し立てた者

（４）弁護士又は司法書士に依頼して任意に行う債務整理の手続を申し入れた者